



# 大津市公報

平成 28 年 6 月 1 日  
第 2 2 0 3 号

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

120	道路の区域の変更について.....	1
121	道路の供用の開始について.....	1
131	都市計画の決定について.....	2
132	都市計画の変更について.....	2
133	都市計画の変更について.....	2
134	住民票の消除について.....	2
135	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定について.....	3
136	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の届出について.....	3
137	平成28年度の国民健康保険料に係る保険料率等について.....	3
<b>公 告</b>		
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告.....	4
	道路位置指定公告.....	4
	平成27年度における早期退職募集に係る募集実施要項等の公表に関する公告.....	5
<b>消 防 局 訓 令</b>		
3	大津市火災予防違反処理規程の一部改正.....	5
<b>議 会 議 長 告 示</b>		
7	平成26年議会議長告示第1号(大津市議会議程)の一部改正について.....	7

## 告 示

### 大津市告示第120号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成28年5月16日から同月31日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。  
 平成28年5月16日

大津市長 越 直 美

路 線 名	区 間	変 更 の 前後の別	敷 地 の 幅 員 (メ - トル)	延 長 (メ - トル)
市道中4512号線	大津市湖城が丘字岡山641番2地先から 大津市湖城が丘字岡山641番2地先まで	変更前	最小 2.0 ~ 最大 2.4	1.4
		変更後	5.0	1.4

(平成28年5月16日揭示済)

### 大津市告示第121号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。  
 その関係図面は、平成28年5月16日から同月31日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。  
 平成28年5月16日

大津市長 越 直 美

路 線 名	区 間	供用開始年月日
市道中4512号線	大津市湖城が丘字岡山641番2地先から 大津市湖城が丘字岡山641番2地先まで	平成28年5月16日

市道東4231号線	大津市大萱三丁目字北出1053番地先から 大津市大將軍一丁目字大將軍671番2地先まで	平成28年5月26日
-----------	--	------------

(平成28年5月16日揭示済)

**大津市告示第131号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年5月20日

大津市長 越 直 美

- 1 都市計画の種類 地区計画
- 2 都市計画の名称 大津湖南都市計画地区計画 ヴィータフェリーチェ大津園山地区地区計画
- 3 都市計画を決定した土地の区域 大津市園山二丁目の一部
- 4 図書の縦覧場所 大津市役所都市計画部都市計画課

(平成28年5月20日揭示済)

**大津市告示第132号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年5月20日

大津市長 越 直 美

- 1 都市計画の種類 都市計画下水道
- 2 都市計画の名称 大津湖南都市計画下水道大津公共下水道
- 3 都市計画を変更した土地の区域 大津市大石中町の一部
- 4 図書の縦覧場所 大津市役所都市計画部都市計画課

(平成28年5月20日揭示済)

**大津市告示第133号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年5月20日

大津市長 越 直 美

- 1 都市計画の種類 都市計画ごみ焼却場及び都市計画ごみ処理場
- 2 都市計画の名称 大津湖南都市計画ごみ焼却場1号膳所じん芥焼却場及び大津湖南都市計画ごみ処理場6号環境美化センター
- 3 都市計画を変更した土地の区域 大津市膳所上別保町の一部
- 4 図書の縦覧場所 大津市役所都市計画部都市計画課

(平成28年5月20日揭示済)

**大津市告示第134号**

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を消除した。

平成28年6月1日

大津市長 越 直 美

住 所	氏 名	生年月日	性別	消除年月日
大津市膳所一丁目15番5号堀池マンション102号	宮崎 勇雄	昭和26年5月28日	男	平成28年5月10日

**大津市告示第135号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定  
 自立支援医療機関として、次のものを指定した。

平成28年 6 月 1 日

大津市長 越 直 美

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	医療の種類	指定年月日
わに薬局	大津市和邇高城267番地の1	育成医療及び更生医療	薬局	平成28年 4月1日
わに薬局堅田店	大津市今堅田二丁目14番1号 A Sレジデンス大津堅田	育成医療及び更生医療	薬局	平成28年 4月1日
わに薬局坂本店	大津市坂本一丁目25番5号	育成医療及び更生医療	薬局	平成28年 4月1日
ティエス調剤薬局田上店	大津市枝四丁目7番9号	育成医療及び更生医療	薬局	平成28年 4月1日

**大津市告示第136号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定  
 自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

平成28年 6 月 1 日

大津市長 越 直 美

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	医療の種類	廃止年月日
わに薬局	大津市和邇高城267番地の1	育成医療及び更生医療	薬局	平成28年 3月31日
わに薬局堅田店	大津市今堅田二丁目14番1号 A Sレジデンス大津堅田	育成医療及び更生医療	薬局	平成28年 3月31日
わに薬局坂本店	大津市坂本一丁目25番5号	育成医療及び更生医療	薬局	平成28年 3月31日

**大津市告示第137号**

平成28年度の国民健康保険料に係る基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額（以下「国民健康保険料の賦課額」という。）の保険料率並びに国民健康保険料の賦課額の減額に係る額を次のとおり決定したので、大津市国民健康保険条例（昭和34年条例第3号。以下「条例」という。）第13条第3項（第18条第3項において準用する場合を含む。）、第13条の5の5第3項（第18条第4項において準用する同条第3項において更に準用する場合を含む。）及び第13条の9第3項（第18条第5項において準用する同条第3項において更に準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成28年 6 月 1 日

大津市長 越 直 美

1 国民健康保険料の賦課額

	基礎賦課額の保険料率	後期高齢者支援金等賦課額の保険料率	介護納付金賦課額の保険料率
所 得 割	100分の7.5	100分の2.4	100分の1.9
被 保 険 者 均 等 割	1人について 27,600円	1人について 8,700円	1人について 8,700円

世帯別平等割	1世帯について 19,200円	1世帯について 6,000円	1世帯について 4,500円
--------	--------------------	-------------------	-------------------

2 条例第18条第1項（同条第4項及び第5項において準用する場合を含む。）に規定する国民健康保険料の賦課額の減額に係る額

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等 賦課額	介護納付金賦課額
条例第18条第1項第1号アに規定する額	19,320円	6,090円	6,090円
条例第18条第1項第1号イに規定する額	13,440円	4,200円	3,150円
条例第18条第1項第2号アに規定する額	13,800円	4,350円	4,350円
条例第18条第1項第2号イに規定する額	9,600円	3,000円	2,250円
条例第18条第1項第3号アに規定する額	5,520円	1,740円	1,740円
条例第18条第1項第3号イに規定する額	3,840円	1,200円	900円

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成28年5月16日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市野路四丁目5番6号 太陽住宅株式会社 代表取締役 沢村 寛 大津市南郷一丁目19番12号 有限会社アロマエステート 代表取締役 井上 和彦	開発区域 大津市千町一丁目字六反田 143番19の一部、144番1の 一部、同番4及び145番1 開発行為に関する工事の区域 大津市千町一丁目字田中136 番2の一部並びに同町字六反 田143番3、同番4の一部、 144番2の一部、145番2及 び146番3の一部並びに上記 地先大津市道	開発区域 1,985.34㎡ 開発行為に関する工事の区域 124.51㎡	平成28年 5月11日	第1295号
大阪府守口市桜町4番17号 敷島住宅株式会社 代表取締役 川島 永好	開発区域 大津市大江四丁目字茶屋1044 番9、同番10、1045番6及 び1047番5	開発区域 1,329.06㎡	平成28年 5月12日	第1296号

（平成28年5月16日掲示済）

道路位置指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

なお、関係書類は、大津市役所都市計画部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

平成28年 5 月18日

大津市長 越 直 美

地 名 ・ 地 番	申請人の住所・氏名	延 長 (メ - トル)	幅 員 (メ - トル)	本数
大津市大萱三丁目字山崎816番 1	大津市大萱三丁目 4 番16号 船橋 新	32.43	5.00	1

(平成28年 5 月18日揭示済)

**平成27年度における早期退職募集に係る募集実施要項等の公表に関する公告**

大津市職員退職手当支給条例（昭和37年条例第 7 号）第 8 条の 3 第18項の規定により、平成27年度に実施した定年前に退職する意思を有する職員の募集に係る募集実施要項及び認定応募者の数を次のとおり公表する。

平成28年 6 月 1 日

大津市長 越 直 美

- 1 募集実施要項 別紙のとおり
- 2 認定応募者の数

任命権者	認定応募者の数
市長	11人
公営企業管理者	1人
教育委員会	0人
消防局長	1人

(「別紙」は省略し、当該募集実施要項を大津市役所総務部人事課に備え置いて縦覧に供する。)

**消 防 局 訓 令**

**大津市消防局訓令第 3 号**

大津市火災予防違反処理規程（平成15年消防局訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成28年 6 月 1 日

大津市消防局長 丸 山 忠 司

第11条第 3 項中「緊急処置命令報告書」を「緊急措置命令報告書」に改め、「局長又は」を削る。  
様式第10号を次のように改める。

様式第10号 (第11条関係)

署長	副署長・分署長・参事	補佐・副参事	主幹・係長・主査	主任	係

年 月 日

消 防 署 長 様

所 属 ・ 係

階 級 ・ 氏 名

緊急措置命令報告書

火災の予防に危険である又は消防の活動に支障になると認めため、次の措置をとるべきことを命じましたので報告します。

発令年月日時	年 月 日 時 分	発令者	所 属 階 級 ・ 氏 名	
所在地	大津市			
名称				
受命者 職・氏名	行為者 ・ 所有者 ・ 管理者 ・ 占有者 ・ その他 ( )			
		電 話		
命令区分	消防法第3条第1項 ・ 消防法第5条の3第1項			
第 1 号	火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備			
第 2 号	残火・取灰又は火粉の始末			
第 3 号	危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理			
第 4 号	放置され、又はみだりに存置された物件 (前号の物件を除く。 ) の整理又は除去			

命令をした理由及び措置内容

.....

.....

.....

.....

違反の概要等 ( 発生の事由 ・ 経過等 )

.....

.....

.....

.....

**附 則**

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

**議 会 議 長 告 示**

**大津市議会議長告示第7号**

大津市議会会議規程（平成26年議会議長告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成28年6月1日

大津市議会議長 鷲 見 達 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p><b>第1章</b> 総則（第1条 第9条）</p> <p><b>第2章</b> 議事日程（第10条 第14条）</p> <p><b>第3章</b> 選挙（第15条 第21条）</p> <p><b>第3章の2</b> 通年議会（第21条の2 第21条の4）</p> <p><b>第4章</b> 議事（第22条 第25条）</p> <p><b>第5章</b> 発言（第26条 第33条）</p> <p><b>第6章</b> 表決（第34条 第40条）</p> <p><b>第7章</b> 請願（第41条）</p> <p><b>第8章</b> 辞職（第42条・第43条）</p> <p><b>第9章</b> 会議録（第44条 第49条）</p> <p><b>第10章</b> 協議又は調整を行うための場（第50条）</p> <p><b>第11章</b> 補則（第51条）</p> <p>（選挙関係書類の保存）</p> <p><b>第21条</b> - 略 -</p>	<p>目次</p> <p><b>第1章</b> 総則（第1条 第9条）</p> <p><b>第2章</b> 議事日程（第10条 第14条）</p> <p><b>第3章</b> 選挙（第15条 第24条）</p> <p><b>第4章</b> 通年議会（第25条 第28条）</p> <p><b>第5章</b> 議事（第29条 第32条）</p> <p><b>第6章</b> 発言（第33条 第40条）</p> <p><b>第7章</b> 表決（第41条 第47条）</p> <p><b>第8章</b> 請願（第48条）</p> <p><b>第9章</b> 辞職（第49条・第50条）</p> <p><b>第10章</b> 会議録（第51条 第56条）</p> <p><b>第11章</b> 協議又は調整を行うための場（第57条）</p> <p><b>第12章</b> 補則（第58条）</p> <p>（選挙関係書類の保存）</p> <p><b>第21条</b> - 略 -</p> <p>（議長選挙の立候補制）</p> <p><b>第22条</b> 議長職への就任を希望する者は、選挙に先立ち立候補の意思表示をしなければならない。</p> <p>2 議長選挙に立候補をしようとする議員（以下「立候補議員」という。）は、所定の立候補届出書を議長（議長がない場合は副議長、議長及び副議長がともにない場合は議会局長）に提出する。</p> <p>3 前項の立候補届出書には、3人以上の議員の推薦を必要とする。</p> <p>（立候補議員の所信表明）</p> <p><b>第23条</b> 立候補議員は、所信表明を行うものとする。</p> <p>2 所信表明は、全員協議会において実施する。</p> <p>3 所信表明の時間は、立候補議員1人当たり5分以内とする。</p> <p>4 立候補議員が複数ある場合の所信表明の順序は、抽選で決める。</p> <p>（所信表明に対する質疑）</p> <p><b>第24条</b> 議員は、立候補議員の所信表明に対し質疑を行うことができる。</p> <p>2 質疑を行おうとする議員は、所定の質疑通告書を議長（議長がない場合は副議長、議長及び副議長がともにない場合は議会局長）に提出する。</p>

**第 3 章の 2** 通年議会

( 定例会及び会議の呼称 )

**第 21 条の 2** - 略 -

( 一事不再議の取扱い )

**第 21 条の 3** - 略 -

( 専決事項の報告 )

**第 21 条の 4** - 略 -**第 4 章** 議事

( 委員会に付託した事件の審議順序 )

**第 22 条** - 略 -

( 委員会の審査を省略した事件の審議順序 )

**第 23 条** - 略 -

( 委員長及び少数意見者の報告 )

**第 24 条** - 略 -

( 議事の継続 )

**第 25 条** - 略 -**第 5 章** 発言

( 発言の許可 )

**第 26 条** - 略 -

( 発言の通告及び順序等 )

**第 27 条** - 略 -

( 討論の順序 )

**第 28 条** - 略 -

( 一般質問 )

**第 28 条の 2** - 略 -

( 質問方式等 )

**第 29 条** - 略 -

( 発言時間 )

**第 30 条** - 略 -

( 質問の留意点 )

**第 31 条** - 略 -

( 代表質問の質問方式等 )

**第 32 条** - 略 -

( 発言の取消し又は訂正 )

**第 33 条** - 略 -**第 6 章** 表決

( 起立による表決 )

**第 34 条** - 略 -

( 投票による表決 )

**第 35 条** - 略 -

( 記名投票、無記名投票 )

**第 36 条** - 略 -

( 投票の効力 )

**第 37 条** - 略 -

( 選挙規定の準用 )

**第 38 条** - 略 -

( 簡易表決 )

3 質疑は、それぞれの立候補議員に対し、1 会派  
( 3 人以上の議員で構成する会派に限る。 ) につ  
き 1 人が行うことができる。

4 質疑の時間は、立候補議員の答弁時間を除き 5  
分以内とする。

5 質疑の方法は、一括質問方式とする。

**第 4 章** 通年議会

( 定例会及び会議の呼称 )

**第 25 条** - 略 -

( 一事不再議の取扱い )

**第 26 条** - 略 -

( 専決事項の報告 )

**第 27 条** - 略 -**第 5 章** 議事

( 委員会に付託した事件の審議順序 )

**第 28 条** - 略 -

( 委員会の審査を省略した事件の審議順序 )

**第 29 条** - 略 -

( 委員長及び少数意見者の報告 )

**第 30 条** - 略 -

( 議事の継続 )

**第 31 条** - 略 -**第 6 章** 発言

( 発言の許可 )

**第 32 条** - 略 -

( 発言の通告及び順序等 )

**第 33 条** - 略 -

( 討論の順序 )

**第 34 条** - 略 -

( 一般質問 )

**第 35 条** - 略 -

( 質問方式等 )

**第 36 条** - 略 -

( 発言時間 )

**第 37 条** - 略 -

( 質問の留意点 )

**第 38 条** - 略 -

( 代表質問の質問方式等 )

**第 39 条** - 略 -

( 発言の取消し又は訂正 )

**第 40 条** - 略 -**第 7 章** 表決

( 起立による表決 )

**第 41 条** - 略 -

( 投票による表決 )

**第 42 条** - 略 -

( 記名投票、無記名投票 )

**第 43 条** - 略 -

( 投票の効力 )

**第 44 条** - 略 -

( 選挙規定の準用 )

**第 45 条** - 略 -

( 簡易表決 )



**第39条** - 略 -

( 表決の順序 )

**第40条** - 略 -

**第 7 章 請願**

( 請願文書表の作成及び配布 )

**第41条** - 略 -

**第 8 章 辞職**

( 議長及び副議長の辞職 )

**第42条** - 略 -

( 議員の辞職 )

**第43条** - 略 -

**第 9 章 会議録**

( 会議録の記載事項 )

**第44条** - 略 -

( 整文 )

**第45条** - 略 -

( 会議録の配布 )

**第46条** - 略 -

( 会議録に掲載しない事項 )

**第47条** 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び**第33条**の規定により取り消した発言は、掲載しない。

( 会議録署名議員 )

**第48条** - 略 -

( 会議録の保存年限 )

**第49条** - 略 -

**第10章** - 略 -

( 任意の協議等の場 )

**第50条** - 略 -

**第11章 補則**

( その他 )

**第51条** - 略 -

別表 ( **第50条**関係 )

- 略 -

別記様式 ( **第27条**関係 )

- 略 -

**第46条** - 略 -

( 表決の順序 )

**第47条** - 略 -

**第 8 章 請願**

( 請願文書表の作成及び配布 )

**第48条** - 略 -

**第 9 章 辞職**

( 議長及び副議長の辞職 )

**第49条** - 略 -

( 議員の辞職 )

**第50条** - 略 -

**第10章 会議録**

( 会議録の記載事項 )

**第51条** - 略 -

( 整文 )

**第52条** - 略 -

( 会議録の配布 )

**第53条** - 略 -

( 会議録に掲載しない事項 )

**第54条** 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び**第40条**の規定により取り消した発言は、掲載しない。

( 会議録署名議員 )

**第55条** - 略 -

( 会議録の保存年限 )

**第56条** - 略 -

**第11章** - 略 -

( 任意の協議等の場 )

**第57条** - 略 -

**第12章 補則**

( その他 )

**第58条** - 略 -

別表 ( **第58条**関係 )

- 略 -

別記様式 ( **第33条**関係 )

- 略 -

**附 則**

この告示は、平成28年6月1日から施行する。